



情報ステーション

OKEGAWA Information Station

◀ 12月

市職員を募集します

1次試験日▼平成28年1月9日(土)
申込み期間▼【郵送】12月14日(月)～16日(水)《消印有効》【持参】12月14日(月)～18日(金)午前8時30分～午後5時15分
職種および予定人数▼技術職【土木】、保育士、いずれも若干名
その他▼受験資格などの詳細は、受験案内をご覧ください。受験案内は仮設庁舎(総合案内)、分庁舎(総務課)で配布しています。なお、ホームページからもダウンロードできます。
申込み・問合せ▼総務課(〒363-8501上日出谷936-1)

育児休業等代替職員(栄養士)の登録のお知らせ

育児休業などを取得する職員の代わりに業務を行う、任期付職員を募集します。
受付期間▼【持参】12月10日(木)～3月31日(木)(土・日・祝日・年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分【郵送】《消印有効》
登録職種▼栄養士職
登録資格▼昭和33年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学、高等学校を卒業し、栄養士の資格を取得している人
その他▼詳細は登録案内を参照してください。登録案内は、12月10日(木)より仮設庁舎(総合案内)、分庁舎(総務課)で配布します。なお、ホームページからもダウンロードできます。
申込み・問合せ▼総務課(〒363-8501上日出谷936-1)

農業委員会等に関する法律が改正されました

9月4日付けで農業委員会等に関する法律の一部が改正され、選挙による公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。
なお、現在の農業委員の任期は、

平成28年3月31日まで延長されま す。詳しくは☎農政課 住民基本台帳カードの電子証明書について

来年1月から個人番号カードの交付および新たな電子証明書の発行が開始されます。このことに伴い、現行の住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の新規発行および更新は、12月22日(火)で終了します。
新たな電子証明書が標準的に搭載される個人番号カードの交付申請は、マイナンバー(個人番号)通知が届き次第可能ですが、交付を受けることができるのは1月以降です。
このため交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、窓口における交付が遅れる可能性があります。マイナンバー制度開始当初に交付申請が集中することにより、場合によっては確定申告を行う期間に交付が受けられないおそれがありますのでご注意ください。
現行の住民基本台帳カードにおいて、すでに取得している電子証明書は有効期間の満了日まで利用することができます。e-Taxを利用して確定申告を行っている人は、電子証明書の有効期間の確認をお願いします。

「桶川市みどりの基金」への寄附ありがとうございます

市では、市民などと企業、行政が一体となつて緑豊かなまちづくりを進めるために「桶川市みどりの基金」を設置しています。
寄附をいただいた方は次のとおりです。
桶川市山岳連盟 桶川山の会 様
皆さんの緑化に対する善意、ありがとうございます。
詳しくは☎環境課

生涯学習ガイド(12月～3月)をご活用ください

市民の生涯学習を支援するために、学習機会の情報をまとめた「生涯学習ガイド」を作成しています。公共施設(公民館、図書館)に配置しているほか、ホームページでもご覧になれます。
詳しくは☎生涯学習文化財課

平成28年度協働の提案事業を募集します

市民と市が身近な問題の解決を図るため、お互いの知恵や持てる力を出し合い、役割分担しながら行う「協働」事業の提案を募集します。
採択された事業については補助金を交付します。
※単に団体の活動に対して補助金を交付するものではありません。

提案・応募できる人▼市民公益活動団体(ボランティア団体、NPO法人、自治会などの地域団体、子ども会など)
補助額▼1事業あたり上限100万円(ただし、活動歴1年未満の団体は上限10万円)
募集期間▼12月25日(金)まで
審査▼提案内容についての書類審査、口頭説明を行い、桶川市協働審議会で審査します。

※募集要項や申請書類は、12月1日(火)から自治文化課、市民活動サポートセンター、地域福祉活動センターに設置します。ホームページからもダウンロードできます。
その他▼応募を希望する団体は、提案書提出前に自治文化課にご相談ください。

報告 活動 市長元氣通信 vol.26



▲「開通記念ウォーク」のスターターを務めさせていただきました。

去る、10月24日、圏央道桶川北本ICから白岡菖蒲IC間(10.8km)の開通に先立ち「圏央道ウォークフェスタ2015」が桶川加納ICと菖蒲PA間で開催されました。このイベントは、桶川市、久喜市、白岡市の3市で構成する実行委員会により開催され、桶川加納IC・菖蒲PAがそれぞれスタート地点となり、片道2.8kmのコースを折り返し、スタート会場に戻ってゴールとなる「開通記念ウォーク」です。

当日は天気にも恵まれ、小さいお子さんから高齢の方まで、1万5千人を超える方々が、開通前の圏央道を楽しく歩くことが出来ました。また、それぞれの会場では、ステージアトラクションや交流物産展が行われ、こちらもたくさんの方で賑わいました。

私も桶川加納ICを出発し、途中、桶川高校入口交差点や上越新幹線を眺めながら、菖蒲PAまでの2.8kmを皆さんと一緒に歩かせていただきました。

圏央道は、10月31日をもって埼玉県内の区間【58.4km】が全線開通し、都心の首都高速道路を通らずに、東名、中央、関越、東北道が結ばれました。近いうちにその先の茨城県区間(境古河ICからつくばJCまで)が開通することによって東名高速から成田空港まで圏央道1本でつながります。桶川市からは、それぞれ1時間少々時間で行けるようになります。本市にとっても大きなチャンスの時であり、地の利を活かした企業誘致や道の駅整備に力を入れるとともに、桶川の魅力をもっとPRし、多くの人達に訪れていただけるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

交通の要衝としての高い潜在力をどう引き出していか、桶川市の将来を担う責任を強く感じた1日でした。

桶川市長 小野克典

今月の納期

固定資産税・都市計画税 【第3期】

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 【第6期】

納期限…12月25日

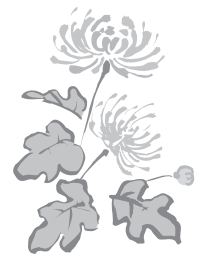
納付は期限内に！

詳しくは☎自治文化課

桶川市の協働推進について

市では、市民など(市民、地縁団体、市民団体、企業および事業者)と行政が、それぞれの責務と役割に基づき対等の立場で協力し、地域社会の維持などを図ることを目的として、平成25年4月に「桶川市協働推進条例」を制定しました。協働による豊かな市民社会の実現を目指しています。

瑞宝単光章
(専門工事業務功勞)
小国 裕晶さん



瑞宝双光章
(教育功勞)



田中 昌子さん

瑞宝小綬章
(消防功勞)



小川 和雄さん

平成27年度秋の叙勲
受章おめでとうございます
つぎの方々は、永年の功績が認められ受章されました。

総務大臣感謝状
受賞おめでとうございます
つぎの方は、市議会議員としての永年の功績が認められ受賞されました。



高野 和孝さん

瑞宝単光章
(消防功勞)



杉木 幸男さん

瑞宝単光章
(警察功勞)



田村 金也さん

危険業務従事者叙勲
受章おめでとうございます
つぎの方々は、永年の功績が認められ受章されました。

詳しくは自治文化課



ハーモニーギター同好会

文化ともしび賞
受賞おめでとうございます
つぎの方々は、永年にわたる地道な文化活動の功績が認められ、受賞されました。



梶山 修さん
(詩吟)

埋蔵文化財の発掘調査作業に係る臨時職員の募集

教育委員会では、埋蔵文化財の発掘調査の作業を行う臨時職員を募集しています。経験などは問いませんので、体力に自信のある人や遺跡・考古学に興味のある人は、臨時職員として登録してみませんか。
募集人数▼5〜6人程度
勤務場所▼市内

勤務日時▼発掘調査を行う日(不定期)で、原則午前9時〜午後5時
※発掘調査を行う場合、事前に日時・場所を連絡します。
勤務内容▼埋蔵文化財の発掘調査補助(発掘作業など)
応募資格▼次の条件を満たす人
・18〜60歳位の人
・日中の野外作業ができる人
・発掘調査現場まで自分で来れる人
時給▼910円

平成28年度市内小・中学校体育施設開放について

市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として、市内小・中学校の体育館と校庭を開放します。
なお、説明会を実施し団体間の調整をしますので、登録団体は必ず代表1名の出席をお願いします。
とき▶平成28年1月26日(火)午後7時〜
ところ▶東公民館大ホール
※登録希望団体は、1月8日(金)までにスポーツ振興課で登録の手続きを行ってください。
対象▶市内に在住・在学・在勤の人で構成された責任者が明確になっている10人以上のグループまたは団体(登録は1団体1校のみ)
※営利目的は使用不可
※フットサルの利用登録は全ての学校(体育館)で登録できません。

開放施設▶
体育館・校庭

	小 学 校	中 学 校
開放校	桶川小、西小、加納小、川田谷小、東小、日出谷小、朝日小	桶川中、東中、西中、加納中
開放施設	校庭および体育館	
開放する日及び時間(原則)	【体育館】 平日⇒午後6時〜9時 土日祝日⇒午前9時〜午後9時	【体育館】 平日⇒午後7時〜9時 土日祝日⇒午前9時〜午後9時
	【校 庭】 土日祝日のみ 5〜8月⇒午前9時〜午後7時 9〜4月⇒午前9時〜午後5時	【校 庭】 土日祝日のみ 5〜8月⇒午前9時〜午後7時 9〜4月⇒午前9時〜午後5時

詳しくはスポーツ振興課

平成28年度学校給食物資納入指定業者の申請のお知らせ

市内小・中学校へ学校給食用物資を納入する業者の指定申請を受け付けます。次の提出書類を12月17日(木)《必着》で、学校支援課へ提出してください。現在指定を受けている場合は、学校支援課から申請書を送付します。申請後、ヒアリング(日程は別途指定)を行い、業者を選定します。
提出書類▼①学校給食物資納入業者指定申請書②食品衛生監視票または立ち入り検査票の写し③平成27年4月以降の細菌検査結果報告書④納税証明書(直近年度のもの)⑤食品営業許可証の写し⑥登記簿謄本(法人の場合)
※①の申請書は学校支援課またはホームページから入手できます。
※②⑤については、食品衛生法に定める営業許可を有する業者のみ提出となります。

※⑥は新規に申請する業者のみ提出となります。
詳しくは学校支援課

教育委員会第12回定例会

とき▼12月24日(木)午後2時
※日程が変更となる場合は、12月11日以降、ホームページでお知らせします。公共施設にも掲示します。
ところ▼仮設庁舎会議室301
傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。また、次回は、1月27日(水)を予定しています。
詳しくは教育総務課

「もつチェックした? 最低賃金」埼玉県最低賃金の改定について

埼玉県最低賃金が10月1日から時間額820円に改定されました。これは、年齢に関係なくパートや学生、アルバイトなどを含め、県内すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。
※業種によっては特定(産業別)最低賃金が適用されます。
問合せ▶埼玉労働局賃金室(600-6205) または最寄りの労働基準監督署

..... 〈 広告 〉

平成28年度中学校新入学セール

男子学生服上下・女子制服三つ組み 購入特典

- ★小学校 卒業式用衣装 無料レンタル(大好評です)
- 男子ブレザー・ズボン・ネクタイ 女子ブレザー・スカート・リボン
- ※先着順で貸し出します。品切れの場合はご了承ください
- ★男子学生服・女子制服 配送無料サービス!!
- ★スポーツバック等プレゼント ★グループ購入特典あり(2名様より)
- ★出張採寸できます(ご希望場所) ★その他特典多数あり

※詳しいパンフレットをご希望の方はお申し出ください。後日郵送いたします。
(電話・FAX・E-mail) また、12月1日より店頭にて配布します。

学生衣料 **大塚屋**

桶川市南2-6-5
電話 048-771-1048 / FAX 048-771-1201
E-mail: ootsukaya2006@tbc.t-com.ne.jp
http://www2.tbb.t-com.ne.jp/ootsukaya/

12月3日～9日は障害者週間です
障害者施策・障害者に関するマ
クについてご案内します。

臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免
疫、肝臓などの機能に永続する障害
のある身体部位および1級～6級
の障害の程度区分などが記入された
手帳です。埼玉県が障害認定して、
手帳を交付します。

手帳制度

様々な支援事業や制度には、障害
のある人のために、医療、福祉サー
ビス、各種減免、手当てなどがあり
ますが、それらの事業などを利用す
る際には、次のような手帳の所持を
必要とする場合があります。

①身体障害者手帳
視覚、聴覚、平衡機能、音声・言
語・そしやく機能、肢体、心臓、腎

②療育手帳

知的障害のある人のための手帳で、
障害の程度により①最重度、A重度、
B中度、C軽度の4段階に区分され
ています。専門機関で判定した後、
埼玉県が手帳を交付します。

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人のための手帳で、
障害の程度により1級～3級に区分

されています。埼玉県が判定した後、
手帳を交付します。

自立支援医療費（精神通院）

精神疾患などで継続的に通院して
いる人の通院医療費が原則1割にな
ります。また、本人および扶養義務
者の所得に応じて、利用者自己負担
の上限額が設けられています。

日常生活用具の給付

障害のある人が日常生活を容易に
するため、必要な日常生活用具を給
付します。品目ごとに障害程度が決
められており、課税状況により利用
者負担があります。また、他の制度
（介護保険法など）で対応できる人

障害者に関するマーク

障害のある人に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障害
について分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや標
示があります。
障害のある人々が暮らしやすい社会をつくるために、シンボルマー
クを使用する一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

シンボルマーク(色)	マークの名称	マークの概要、使用方法など
 (濃青の地に白)	障害者のための国際シンボルマーク	様々な障害のある人が利用できる建物、公共交通機関であることを明確に表すための世界共通のマークです。このマークは、すべての障害者を対象としたもので、車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。
 (青地に白)	盲人のための国際シンボルマーク	このマークは、世界盲人連合で定めた世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーが考慮された建物、設備などに付けられています。信号機や、書籍などで身近に見かけるマークです。
 (明るい緑)	聴覚障害者のシンボルマーク	聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安があります。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、聞こえないことへの配慮を求める場合などに使われるマークです。
 (青地に白、ハートプラスは赤)	ハート・プラスマーク	このマークは、身体内部（心臓、肺、腎臓、膀胱または直腸・小腸、肝臓および免疫機能）に障害を持つ人を表しています。ハートプラスの意味は身体内部を意味する「ハート」に、思いやりの心を「プラス」しています。
 (黒)	オストメイトマーク	このマークは、人工肛門・人工膀胱を増設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されます。
 (青地に白)	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬（補助犬）同伴を啓発するためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できます。
 (青地に白)	身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
 (緑地に黄)	聴覚障害者標識	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

シリーズ 明日のあんしん ～高齢者の暮らしを支える～⑤

住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように

詳しくは☎高齢介護課

シリーズ5回目は、10月16日に開催した「高齢者安心見守りネットワーク事業研修会」の様子をお伝えします。

桶川市では、高齢者の安心見守りネットワークの取組みとして、地域の皆さんへの見守りネットワークの啓発とともに、関係機関・関係団体に協力団体として登録をしていただき、ネットワークの構築をはかっています。取り組みの一環として、高齢者安心見守りネットワーク事業研修会を行いました。具体的には、埼玉県福祉部地域包括ケア課平田主幹をお招きし、「高齢者等が住み慣れた地域で生活するために必要なこと」、桶川消防署小澤署長に「救急について」、愛の家グループホーム蓮田黒浜阿部ホーム長に、「認知症の方とその家族が安心できるために認知症の方への接し方や家族の関わり」など、高齢者の暮らしに関わる機関にご協力をいただき、協力団体などの方々に講演を行いました。当日は109人の参加がありました。



講演では、高齢者の見守り活動の仕組みの1つである認知症サポーターについての紹介がありました。認知症サポーターとは、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、認知症の人と認知症の人を介護する家族の見守り、応援者となる人です。認知症は、超高齢社会をつき進む日本にとって最重要課題のひとつとなっています。認知症は誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人がその症状があると言われていています。認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果まわりの人との関係が損なわれることもしばしば見られ、家族が疲れ切って共倒れしてしまうことも少なくありません。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことは可能です。誰もが、認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば「尊厳ある暮らし」をみんなで守ることができます。桶川市では、平成21年から認知症サポーター養成講座が実施され、861人のサポーターが誕生しています。認知症サポーターを一人でも増やし、安心して暮らせるまちをみんなでつくっていくことを目指しています。

＜地域包括支援センターハートランド主催 認知症サポーター養成講座＞
認知症サポーターの養成を行います。
とき▶12月9日(水)午後1時30分から ところ▶ハートランド
申込み▶電話で地域包括支援センターハートランド(☎777-7055)へ。



＜地域包括支援センター主催 介護者のつどい＞
介護についての情報交換を行います。※予約不要
とき▶12月15日(火)午後1時30分～3時 ところ▶桶川集会所(ユニティ)
問合せ▶地域包括支援センタールーエハイム☎789-2121
地域包括支援センターねむのき☎783-5311

は他の制度を優先します。

相談支援の窓口

障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市役所で障害者やその家族などからの相談に応じるほか、次の相談支援センターでも相談支援事業を行っています。

①わおん 障害のある人やその家族が、地域の中で生活するうえで、居宅サービスの利用援助、社会的資源の活用や社会生活を高めるための支援、必要な情報提供などを行います。

所在地▶桶川市坂田777 ☎729-1195
FAX 728-7141
※障害のある人の一般就労をするための「桶川市障害者就労支援センター」も併設しています。

②杜の家 主に精神障害に関する福祉サービスの利用、日常生活で困っていることや悩み、経済的な問題や就労についての相談に応じます。

所在地▶上尾市緑ヶ丘2-2-27
上尾医療センター12階 ☎778-3533
FAX 778-3533
詳しくは☎障害福祉課☎786-3211
FAX 786-5882

桶川市介護支援専門員連絡会（オケマネ会）発足について

介護支援専門員（ケアマネージャー）とは介護の知識を幅広くもった専門職で、介護サービスの利用にあたり、利用者や利用者の家族の相談・アドバイスをしたり、ケアプランの作成を行います。また、サービス事業所などの他機関との連絡調整も行っています。

桶川市では団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めています。桶川市介護支援専門員連絡会（オケマネ会）も高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、介護支援専門員の資質の向上と相談し合えるネットワークの構築、桶川市や地域包括支援センター、他団体との連携を推進し地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とし、11月1日に発足しました。

問合せ▶居宅介護支援センター花ノ木の郷 加藤(729-2222)
または、桶川介護サービスセンター
せいじん 奈良(789-2700)

12月の無料相談

●桶川市役所・教育委員会／☎786-3211 ☎786-9866
●社会福祉協議会／☎728-2221 ☎728-2313

相 談	相談員	相 談 内 容	と き	と ころ	問 合 せ
法律相談(予約制)	弁 護 士	相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談	4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金) 14:00～17:00 19日(土) 9:00～12:00 1月8日(金)・22日(金)・29日(金) 14:00～17:00 16日(土) 9:00～12:00	仮設庁舎相談室	秘書広報課
司法書士法律相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)等の相談	10日(木) ＊次回は1月14日(木) 13:00～16:00	仮設庁舎相談室	
行政書士相談	行政書士	成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談	1日(火) ＊次回は1月7日(木) 13:00～16:00	仮設庁舎相談室	
不動産相談(予約制)	宅地建物取引主任者	不動産の売買、賃貸借契約等についての相談	16日(水) 13:00～16:00	仮設庁舎相談室	
住 宅 相 談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	19日(土) 9:00～12:00	仮設庁舎会議室201 電話可 ☎786-3211	
行政相談	行政相談委員	国や県、公団・公社等への要望や苦情についての相談	4日(金) ＊次回は1月8日(金) 10:00～12:00	仮設庁舎相談室	安心安全課
多重債務相談	市役所職員	消費者金融等からの借金返済などに困っている方の相談	随時	仮設庁舎相談室 直通☎786-3450	
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	仮設庁舎相談室	
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	14日(月)・21日(月) 10:00～16:00	仮設庁舎相談室	
人 権 相 談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談	8日(火) 9:00～12:00	地域福祉活動センター3階	
内 職 相 談	内 職 相 談 員	内職に関する相談・案内・ハローワークの求人情報の閲覧	毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00～15:00	勤労福祉会館 直通☎773-1121(水・金曜日)	産業観光課
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 10:00～15:30(12:00～13:00除く)	仮設庁舎2階 電話可 ☎786-3211	自治文化課
こどもと家庭なんでも相談	家庭児童相談員	親や子どもからの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週火・木曜日(祝日を除く) 10:00～16:00	駅前子育て支援センター 直通☎777-7708	こども支援課
こどものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室 ☎787-5562	児童発達支援センター分室
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごとの相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00	桶川市教育センター 直通☎786-3237	学校支援課
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00～15:00	地域福祉活動センター 直通☎728-2369	社会福祉協議会
結 婚 相 談	民生委員	結婚を望む方の相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00～15:00	地域福祉活動センター	

人権週間(12/4～10) 記念行事

さいたま地方事務局と埼玉県人権擁護員連合会は、人権週間に際し記念行事を行います。

とき▼12月12日(土)

ところ▼さいたま市産業文化センター1

内容▼第1部(午後1時30分～2時40分)

平成27年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式

第2部(午後3時～4時30分)

講演会「報道と人権」情報化社会を生きる」講師杉尾秀哉さん(TBS報道局解説専門記者室長)

費用▼無料

問合せ▼さいたま地方事務局 ☎859-3507

12/10～16は拉致問題を考える週間です

北朝鮮による拉致問題の解決には、拉致はゆるさないと市民一人ひとりの声が力となります。この機会に拉致問題への関心を高めていきましょう。

詳しくは☎社会福祉課

..... 〈 告 告 〉

ナチュラルカントリー木工 White Wash(ホワイトウォッシュ)

手作りオリジナルの家具や雑貨を相談しながら作ります。ご家庭でお困りの簡単な作業や修理などもお請けします。お気軽にご相談ください。

・電話相談は無料。

・出張相談は1回500円～

場所：朝日総合法務事務所隣り
電話：090-8591-3993(澤口)
Email: moko_peachrain@yahoo.co.jp
http://www.ab.auone-net.jp/~peach-r/

朝日総合法務事務所 司法書士 井口鈴子

相続・遺言・贈与、借金等、その他、お気軽にご相談下さい。

★着手金不要・費用分可割

相談のみは無料

★要予約★
平日9:00～17:00(12～13除く)
予約により土・日・祝祭日面談可

電話：048-775-5892
http://homepage2.nifty.com/asahi-houmu/

欧風料理 THE ALBA INN & Kitchen

本場のフィッシュ&チップス、チキン&チップスやオムライス、ミックスフライなどの洋食も揃えております。ランチのパーティも歓迎

★営業時間★
ランチ 11:00～15:00
ディナー予約制17:00～21:00(金曜日を除く)
定休日：日・月・祝祭日

場所：朝日総合法務事務所隣り
電話：048-782-9417

案内地図
住所：桶川市朝日2-12-23

☎ 桶川市ホームページアドレス
http://www.city.okegawa.lg.jp

☎ 桶川市携帯版公式サイト
http://www.city.okegawa.lg.jp/mobile



情報ステーション
OKEGAWA Information Station

税法上の被扶養者を確認のうえ申告してください。

年末調整や確定申告の時期が近付いてきました。納税者が、配偶者や子、親などを扶養している場合、申告により所得税や市・県民税の計算の際に所得控除(配偶者控除や扶養控除など)を受けることができます。税法上の被扶養者とは、その年の1月1日から12月31日までの所得金額が38万円以下の親族です。

■所得金額が38万円とは

所得区分	収入金額①	収入から差し引く金額②	所得金額③(①-②)	所得金額が38万円を超えた方を被扶養者とすることはできません。※
給与収入	103万円	65万円	38万円	
年金収入(65歳未満)	108万円	70万円	38万円	
(65歳以上)	158万円	120万円	38万円	
営業・不動産・などの収入	収入金額	必要経費	①から②を差し引いた金額	

※配偶者に限り、所得金額38万円超76万円未満までは配偶者特別控除を受けることができます。

■扶養に関する注意点

- ①被扶養者の平成27年中の所得金額(見込み)が38万円以下であること。※被扶養者の所得金額の上限は税と健康保険などと異なります。
- ②複数の納税者が、同じ人を被扶養者として所得控除を受けることはできません。配偶者、子親などをどなたの被扶養者とするか、家族内でご確認ください。
- ③同居していない人(住民票で別世帯となっている人)を扶養している場合は、被扶養者の『平成28年1月1日現在の住民票に登録されている住所』を申告書に記入してください。
- ④給与所得者で平成27年中に被扶養者の内容に変更があった場合は、年末調整のときに勤務先へ変更の手続きをしてください。

一 扶養の範囲と控除額一

扶 養	扶養	特定	老人	同居の老親等	障害者		
					一般	特別	同居の特別障害者
	16歳～18歳 23歳～69歳	19歳～22歳	70歳～		26万円 (27万円)	30万円 (40万円)	53万円 (75万円)
33万円(38万円)	45万円(63万円)	38万円 (48万円)	45万円(58万円)				
配偶者	33万円 (38万円)						

※平成27年12月31日現在の年齢が基準になります。 () は所得税の控除額

詳しくは☎税務課

1月1日は固定資産税の賦課基準日です

固定資産税は、毎年1月1日を基準として賦課される市税です。土地や建物などの「1月1日現在の所有者(以下、納税義務者)」が納付することとなります。

納税通知書は新年度の5月上旬に納税義務者に送付します。そのため、譲渡や建物の取り壊しなどにより、通知書を受け取った時点で固定資産を所有していない場合でも、新年度の固定資産税は納税義務者が納付することとなります。

また、建物などの新築や増築、取り壊しを行い、その後登記をしない場合は、課税内容が把握できない場合がありますので、ご連絡ください。

詳しくは☎税務課

市内で事業をしている人へく償却資産の申告についてく

償却資産とは、個人・法人を問わず、事業のために所有している機械・器具・備品などを指し、固定資産税の課税対象となります。

市内で事業をしている人は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を、その年の1月31日までに申告する必要があります。該当すると

..... 〈 告 告 〉

養心堂鍼灸指圧治療院

地域の皆様の健康維持を目指します。送迎・出張可。ソフトな指圧・やさしい鍼灸を心掛けて治療します。腰痛・肩凝り・自律神経失調などでお悩みの方、お電話下さい。電話 048-871-5124 桶川市泉1-9-34
http://www.youshindou-shinkyuu.biz/toppage.html

行旅死亡人について

平成27年6月13日(推定)、川田谷7228番地先荒川河川内で発見された身元不明人(本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～70歳位、女性、推定身長159センチ前後)については、身元が判明しました。

詳しくは☎社会福祉課

思われる人には、申告書類を12月に送付しますが、書類が届かなかった場合や不明な点がありましたらご連絡ください。

なお、申告書はホームページからダウンロードできます。

詳しくは☎税務課